

魚津市告示第10号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消しについて

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消すので、同法第49条の6第2項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により公表する。

令和8年2月3日

魚津市長 村椿 晃

1 指定を取り消す指定緊急避難場所及び指定避難所

名称	所在地
上中島多目的交流センター	魚津市下椿8

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消す日

令和8年4月1日